

(4) 株主名簿の閲覧・謄写請求

ア 株主名簿

株主名簿は、株主とその持株数等に関する事項を記載するために、株式会社で作成が義務付けられた帳簿です。

株主名簿には、株主の氏名又は名称及び住所、保有する株式の種類と数、株式の取得日及び株式に係る株券番号（株券発行会社の場合）が記載されます（会社121）。

株式会社は、株主名簿を会社本店に備え置く必要がある（会社125①）ところ、株主名簿は随時書き換えられる性質のものであるため、あくまで最新の株主名簿を保管すれば足り、過去の株主名簿を保管する必要はないと考えられています。

イ 閲覧・謄写請求

対象会社の本店に備え置かれる株主名簿は、株主の共益権行使等のために閲覧・謄写に供せられます（会社125）。

閲覧等の対象となるのは、請求時点の株主名簿に限定され、過去の株主名簿の閲覧等までは認められません（東京地方裁判所商事研究会編「判例タイムズ」647頁（判例タイムズ社、第3巻、2011））。

株主名簿の閲覧等請求をできるのは、株主、債権者及び親会社です（会社125②④）。

株主による株主名簿の閲覧等請求については、持株数や持株期間制限がないため、例えば、請求者は、対象会社の株式を市場等からでも調達できれば、株主名簿の閲覧等を請求できます。

請求者が、債権者として株主名簿の閲覧等を請求する場合も、その有する債権の内容・性質に関する制限はなく、法律上は、作為・不

第1 経営支配権獲得までの流れ

第2章「事前調査」では、経営支配権をめぐる紛争における事前準備について説明してきました。対象会社がどのような状況にあるのを知ることは極めて重要であり、事前にどれだけ周到な準備をすることができるかによって結論にも影響がでてくることになります。

以下の第3章「経営支配権をめぐる攻防」では、これまで説明してきた事前準備によって取得した情報を前提に具体的に経営支配権をめぐる紛争においてどのような攻防が繰り返されるのかについて説明していきます。

まず、第2「議決権の争奪」では、経営支配権をめぐる紛争において最も重要な対象会社の議決権の取得について、場合分けをした上でどのように手続を進めるべきかを説明します。

次に、第3「役員を選任・解任」では、議決権の過半数を取得できなかった場合と取得できなかった場合とに分けて役員を選任に関連する手続の説明を行います。

そして、第4「損害賠償請求」では、議決権の過半数を取得できなかった場合とそうでない場合に分けた上で、対象会社や取締役に対する損害賠償請求について説明します。

最後に、第5「競業行為」では、議決権の過半数を取得できずに請求者が対象会社自体の経営権を取得することができなかった場合に、自ら同種の事業を行っていく場合について説明します。

以上の流れで経営支配権を獲得するまでの流れを説明し、また、それぞれについて反対の立場からどのような対抗措置を講じることができるかについても併せて説明していくことにします。

(ア) 仮処分申立て

仮処分とは、本格的な裁判（「本案」といいます。）を提起する前に、一定額の担保を提供することを条件として、裁判所が暫定的に行う決定をいいます。

請求者が、仮処分申立てにおいて主張すべき事実は、①請求者が対象会社の株主等であること、②閲覧・謄写請求の理由（①と②を併せて「被保全権利」といいます。）、③本案判決を待っている請求理由を実現できないこと（保全の必要性）になります。

書式 株主名簿閲覧謄写仮処分命令申立書の記載例

仮処分命令申立書

平成〇年〇月〇日

〇〇地方裁判所 御中

債権者代理人弁護士 〇 〇 〇 〇 〇 〇

Case 10 検査役選任申立て後に新株が発行された検査役選任申立てにおける株式保有要件が争われた事案
(最決平18・9・28判時1950・163)

【事実関係】

株主Xらは、検査役選任の申立てをした時点で、対象会社Yの総株主議決権の100分の3以上を有していたものの、当該申立て後に、Zが新株引受権を行使し、対象会社Yの新株が新たに発行されたことで、Xらの総株主議決権が100分の3未満となった。

(関係図)



〈検査役選任申立てをめぐる攻防〉

検査役選任申立てについては、総株主の議決権の100分の3以上の株式を有することが要件（株式保有要件）とされています（旧商

2) 対抗措置の検討

前述のとおり、請求者は第三者株主から株式を取得することによって多数株主となろうとすることが考えられます。そこで、対抗者の立場からどのような対抗措置を講じるべきかを以下で説明していきます。

なお、対抗措置を検討する際には、請求者が必ずしも合法的な手段ばかりとってくるとは限りませんので、請求者が違法な手段をとった場合には、速やかに財産を凍結されるように準備しておくことが

経営支配権争いに対処するために!



経営支配権をめぐる法律実務

— 解説・書式等とケーススタディ —

共著 二木 康晴 (弁護士)
平井 貴之 (弁護士)

- ◆ 会社情報の収集や議決権の争奪、役員を選解任、損害賠償請求など、経営支配権紛争の解決に欠かせない法的知識を、横断的に取り上げています。
- ◆ 【実務解説】、【対抗措置】では、経営支配権を取得する側の実務とそれに対抗する側の措置について、書式やコラムを交えつつ解説しています。また、【ケーススタディ】では、厳選した重要判例をわかりやすく紹介しています。
- ◆ 特別支配株主によるスクイーズアウトの新たな手法など、近時の会社法改正に対応した最新の内容です。

A5判・総頁314頁
本体価格 3,500円+税
送料実費

電子書籍版も発売!!

本

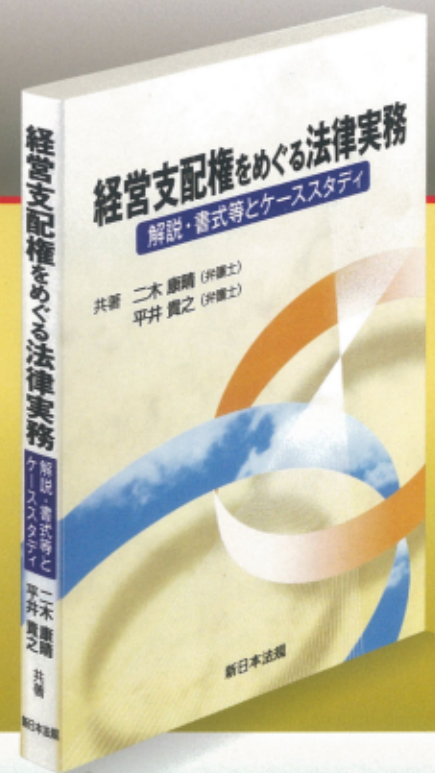
webショップからお申し込みいただけます。

新日本法規Web で 検索

http://www.sn-hoki.co.jp/shop/

電子書籍版

〔電子書籍版〕
本体価格 2,800円+税



掲載内容

第1章 はじめに

フローチャート 経営支配権をめぐる紛争の流れ

第2章 事前調査

第1 会社組織情報の調査

- 1 実務解説
 - (1) はじめに
 - (2) 登記記載事項の調査
 - ア 登記記載事項
 - イ 調査方法
- コラム** 閉鎖登記簿謄本による株券偽造の発覚
- (3) 定款の閲覧・謄抄本請求
 - ア 定款
 - イ 閲覧・謄抄本請求
 - コラム** 登記申請の添付書類とされた定款の閲覧謄写
 - (4) 株主名簿の閲覧・謄写請求
 - ア 株主名簿
 - イ 閲覧・謄写請求

コラム 上場株式の場合の個別株主通知

- ウ 法的強制
 - (ア) 仮処分申立て
- 書式** 株主名簿閲覧謄写仮処分命令申立書の記載例

書式 間接強制申立書の記載例

- (イ) 訴訟の提起
- エ 行政罰

2 対抗措置

- (1) 事前の対応
 - コラム** 株主名簿の実情
- (2) 請求後の対応
 - ア 定款の閲覧等請求
 - イ 株主名簿の閲覧等請求
 - (ア) 拒絶事由
 - (イ) 仮処分申立て
 - (ウ) 拒絶事由等を主張できない場合

3 ケーススタディ

- Case 1** 金融商品取引法違反等に関連して株主名簿閲覧等請求の仮処分申立てがなされた事案
- Case 2** 公開買付勧誘目的等で株主名簿閲覧等請求の仮処分が申し立てられた事案
- Case 3** 株主名簿に加え、名義書換請求書及び株券の閲覧・謄写が請求された事案

第2 財務情報の調査

- 1 実務解説
 - (1) はじめに
 - (2) 計算書類等閲覧・謄抄本請求
 - ア 計算書類等
 - (ア) 客観的範囲
 - (イ) 時的範囲
 - イ 請求の主体
- コラム** 間接的な計算書類等の閲覧等
 - ウ 請求の方法
 - エ 法的強制
 - (ア) 仮処分の申立て
- 書式** 計算書類等閲覧仮処分命令申立書の記載例
 - (イ) 訴訟の提起

- (ウ) 裁判所の提出命令
- オ 行政罰
- (3) 会計帳簿等閲覧・謄写請求
 - ア 会計帳簿等
 - (ア) 客観的範囲
 - (イ) 時的範囲

コラム 法人税確定申告書の閲覧方法等

- イ 請求の主体
 - (ア) 株主の請求
- コラム** 特例有限会社における会計帳簿等の閲覧等請求の主体
 - (イ) 役員等の請求
- ウ 請求の方法
 - (ア) 請求理由の明示

書式 会計帳簿等の閲覧等請求書

- (イ) 請求範囲の特定
- 書式** 閲覧等の対象とする会計帳簿等の特定例
- エ 法的強制
 - (ア) 仮処分申立て

書式 会計帳簿等の閲覧謄写仮処分命令申立書の記載例

- (イ) 訴訟の提起
- (ウ) 裁判所の提出命令

2 対抗措置

- (1) 事前の対応
- (2) 請求後の対応
 - ア 会計帳簿等の閲覧等請求の拒絶事由
 - (ア) 請求者の権利の確保等に関する調査以外の目的
 - (イ) 対象会社の業務妨害等の目的
 - (ウ) 実質的競争関係者等からの請求
 - (エ) 通報目的及び通報経路者からの請求
 - イ 計算書類等の閲覧等請求の拒絶事由
 - ウ 仮処分申立て
 - エ 拒絶事由等を主張できない場合
 - (ア) 会計帳簿等閲覧等請求
 - (イ) 計算書類等閲覧等請求

3 ケーススタディ

- Case 4** 会計帳簿等閲覧等請求で記載すべき理由の程度が争われた事案
- Case 5** 閲覧等を請求した会計帳簿等の特定の程度が争われた事案
- Case 6** 実質的競争関係等にある事業の意義について判断した事案
- Case 7** 会計帳簿等の閲覧等請求に係る仮処分が認められた事案

第3 経営情報の調査

- 1 実務解説
 - (1) はじめに
 - (2) 株主総会議事録閲覧等請求
 - ア 株主総会議事録
- 書式** 株主総会議事録の記載例
- コラム** 登記申請附属書類としての株主総会議事録
 - イ 請求の主体
 - ウ 請求の方法
 - エ 法的強制
 - (ア) 仮処分申立て
- 書式** 株主総会議事録閲覧等仮処分命令申立書の記載例
 - (イ) 訴訟の提起
 - (ウ) 裁判所の提出命令
- オ 行政罰
- (3) 取締役会議事録閲覧等請求
 - ア 取締役会議事録
- 書式** 取締役会議事録の記載例

コラム 登記申請附属書類としての取締役会議事録

- イ 請求の主体
 - (ア) 株主の請求
 - (イ) 債権者及び親会社社員の請求
- ウ 請求の方法

書式 取締役会議事録閲覧謄写許可申立書の記載例

書式 閲覧等の対象とする取締役会議事録の特定例

- エ 法的強制
 - (ア) 仮処分申立て
 - (イ) 訴訟の提起
 - (ウ) 別件訴訟での裁判所の提出命令
- オ 行政罰
- (4) 検査役選任申立て
 - ア 検査役

- イ 申立ての主体
 - (ア) 株主の申立て
 - (イ) 役員等の申立て
- ウ 申立方法

書式 検査役選任申立書の記載例

コラム 検査役選任申立てによる会計帳簿等の開示

2 対抗措置

- (1) 事前の対応
 - コラム** 株主総会議事録の原本還付と抄本への差替え
- (2) 請求後の対応
 - ア 株主総会議事録の閲覧等の拒絶事由
 - イ 取締役会議事録の閲覧等の拒絶事由
 - ウ 検査役選任申立ての対抗措置
- (3) 株主総会議事録等の閲覧等に応じる場合

3 ケーススタディ

- Case 8** 取締役会議事録の閲覧等について「株主としての権利行使」への該当性等が争われた事案
- Case 9** 検査役選任申立てが権利の濫用に当たるか争われた事案
- Case 10** 検査役選任申立て後に新株が発行された検査役選任申立てにおける株式保有要件が争われた事案

第3章 経営支配権をめぐる攻防

第1 経営支配権獲得までの流れ

フローチャート 経営支配権獲得までの流れ

第2 議決権の争奪

- 1 実務解説
 - (1) はじめに
 - (2) 株式に譲渡制限が付されている場合
 - ア 譲渡制限
 - イ 株式取得の流れ
- コラム** 譲渡承認請求のタイミング
 - (3) 株券が発行されていない場合
 - ア 株券発行の有無の確認
 - イ 株式取得の流れ
- 書式** 株券発行請求書
- (4) 名義株主が存在する場合
 - 書式** 株主名簿書換請求書
- (5) 上場会社の場合
 - ア 公開買付規制

コラム 譲渡承認請求のタイミング

- (3) 株券が発行されていない場合
 - ア 株券発行の有無の確認
 - イ 株式取得の流れ

書式 株券発行請求書

(4) 名義株主が存在する場合

書式 株主名簿書換請求書

(5) 上場会社の場合

ア 公開買付規制

コラム 公開買付規制について

- イ 委任状争奪戦
 - (ア) 株主提案権
 - (イ) 事前準備
 - (ウ) 委任状勧誘規制

書式 委任状(株主提案)

2 対抗措置の検討

- (1) 株式の取得
 - ア 対抗者による株式の取得
 - イ 対象会社による自己株式の取得
 - ウ スクイズアウト
 - (ア) 対象会社が株式を取得する方法

書式 定款記載例

(イ) 対抗者が株式を取得する方法

書式 株式売渡請求に関する通知及び承認請求書の記載例

- (2) 新株式等の発行
 - ア 主要目的ルール
 - イ 濫用的買収者
- (3) 公開買付け
 - ア 公開買付けがなされた場合の対応
 - イ 対抗公開買付け
- (4) 委任状争奪戦

3 ケーススタディ

- Case 11** 株券が発行される前に株式が譲渡された事案
- Case 12** 取締役会の承認決議がないまま譲渡制限株式が譲渡された事案
- Case 13** 議決権行使の合意の効力が争われた事案
- Case 14** 新株予約権の発行が差し止められた事案
- Case 15** 株主総会の決議方法の法令違反があるとして決議が取り消された事案

第3 役員選任・解任

- 1 実務解説
 - (1) はじめに
 - (2) 役員選任・解任手続等
 - ア 取締役の選任・解任手続
 - イ 代表取締役の選任・解任手続
 - ウ 監査役選任・解任手続
 - (3) 株式の過半数を取得できなかった場合
 - ア 定時株主総会での役員選任・解任
 - (ア) 議題提案権
 - (イ) 議案提出権

書式 株主提案通知書の記載例

イ 臨時株主総会での役員選任・解任

書式 株主総会招集請求書の記載例

書式 株主総会招集許可申立書の記載例

コラム 株主総会招集許可申立てによる事実上の強制力

ウ 総会検査役の選任申立て

- (ア) 総会検査役
- (イ) 申立ての主体

コラム 株主総会シナリオの準備

(4) 株式の過半数を取得できなかった場合

ア 累積投票による取締役の選任

書式 取締役の選任に関する累積投票請求通知書の記載例

イ 役員解任の訴え

- (ア) 訴訟提起の主体
- (イ) 解任事由
- (ウ) 訴訟提起の手続

2 対抗措置

- (1) 事前の対応
 - ア 定款の整備
 - (ア) 株主総会決議に関する規定

書式 定款の記載例

(イ) 種類株式等の発行に関する規定

書式 種類株式の内容に関する定款の記載例

- イ 契約関係等の整備
- (2) 株式の過半数の取得を阻止できた場合
- (3) 株式の過半数を取得された場合
 - ア 株主総会開催の差止め
 - イ 選任・解任決議の取消し等
 - (ア) 株主総会決議の取消し

書式 株主総会決議取消しの訴えの記載例

(イ) 株主総会不存在確認の訴え

ウ 職務執行停止

書式 職務執行停止・代行者選任の仮処分命令申立書の記載例

エ 解任役員による損害賠償請求

3 ケーススタディ

- Case 16** 定款による代理人資格の制限につき判断した事案
- Case 17** 取締役解任の訴えの解任事由が争われた事案
- Case 18** 退任後に再任された場合における訴えの利益が争われた事案

第4 損害賠償請求

- 1 実務解説
 - (1) 請求者が株式の過半数を取得できた場合
 - ア 法令・定款違反
 - イ 経営判断の誤り
 - ウ 監視・監督義務

書式 取締役に対する損害賠償請求の訴えの記載例

(2) 請求者が株式の過半数を取得できなかった場合

- ア 解任された取締役による損害賠償請求
 - (ア) 正当な理由
 - (イ) 損害賠償の範囲
- イ 取締役に対する株主代表訴訟
 - (ア) 概要
 - (イ) 名宛人
 - (ウ) 範囲

書式 取締役に対する訴え提起請求書の記載例

ウ 取締役に対する第三者責任追及訴訟

2 対抗措置の検討

- (1) 請求者が株式の過半数を取得できた場合
 - ア 資料の収集等
 - イ 責任の軽減措置
- ウ 不当解任がなされた場合

(2) 請求者が株式の過半数を取得できなかった場合

ア 株主代表訴訟

- (ア) 担保提供命令
- (イ) 責任追及等の訴えの濫用の主張
- (ウ) 訴訟参加・補助参加

コラム 損害賠償請求権の債権譲渡

3 ケーススタディ

- Case 19** 取締役解任に正当な理由がないとして会社に対する損害賠償請求が認められた事案
- Case 20** 株主代表訴訟によって損害賠償が認められた事案
- Case 21** 代表取締役が他の代表取締役その他の者に会社業務の一切を任せきりにしていた場合に任務懈怠責任が認められた事案
- Case 22** 株式会社の業績悪化による保有株式の無価値化について株主が取締役に直接損害賠償請求を行った事案
- Case 23** 新株発行に係る取締役の義務違反を理由として損害賠償請求がなされた事案

第5 競業行為

- 1 実務解説
 - (1) はじめに
 - (2) 在任(在職)中の競業行為
 - ア 取締役
 - イ 従業員
 - (3) 退任(退職)後の競業行為
 - ア 退任(退職)後の競業禁止義務
 - イ 競業行為の限界
 - (ア) 営業秘密の流用
 - (イ) 従業員の引き抜き
 - (ウ) 取引先の奪取

2 対抗措置

- (1) 事前にとり得る対抗措置
 - ア 合意を締結するタイミング
 - イ 合意の有効性
 - (ア) 債権者の利益
 - (イ) 債務者の不利益(債務者の地位)
 - (ウ) 制限期間
 - (エ) 場所的範囲
 - (オ) 職種の範囲
 - (カ) 代償の有無

書式 就業規則(競業禁止義務)の記載例

書式 誓約書の記載例

- (2) 事後にとり得る対抗措置
 - ア 警告書等の送付
 - イ 仮処分申立て
- (3) 本訴
 - ア 差止め請求
 - イ 損害賠償請求

3 ケーススタディ

- Case 24** 役員が独立した事案
- Case 25** 権利義務取締役が競業行為を行った事案
- Case 26** 従業員の引き抜きの事案
- Case 27** 取引先を奪取した事案
- Case 28** 競業禁止条項違反の事案

判例年次索引

●内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

新日本法規出版株式会社

本社 東京都千代田区千代田1-1-1 23番20号
東京本社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1

名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号
大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内野町2丁目1番12号
広島支社 〒730-8558 広島市中区橋本町3番22号
高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
(2016.2) 509361

この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆油インキ」を使用しています。